

平成25年行政事業レビューシート

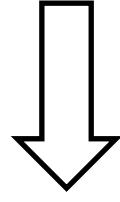
(厚生労働省)

事業名	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費	担当部局	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度	担当課室	結核感染症課	結核感染症課 正林 督章			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済に関する特別措置法	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置として、国が支給する医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	当初予算	33	81	163	111	110	
	補正予算						
	繰越し等						
	計	33	81	163	111	110	
	執行額	0	68	57			
執行率(%)	0	84%	35%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	健康被害を生ずるに至った被害者に対して国家補償的精神に基づき救済を行い社会的公正を図る。	成果実績		-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費の執行額	活動実績 (当初見込み)		0 (33)	68 (81)	57 (163)	- (111)
		算出根拠		-			
単位当たりコスト	- (円/ -)						
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	給付費	111	110	単価の見直しに伴う減			
	計	111	110				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	感染症の発生・まん延を防止するため、新型インフルエンザ健康被害救済特別措置法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への対策であり、国民のニーズ、優先度ともに高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	感染症の発生・まん延を防止するため、新型インフルエンザ健康被害救済特別措置法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への対策であり、国の関与のもと、適確に実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	感染症の発生・まん延を防止するため、新型インフルエンザ健康被害救済特別措置法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者の救済のための達成手段であり、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	感染症の発生・まん延を防止するため、新型インフルエンザ健康被害救済特別措置法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への対策を実施するための給付金であり、真に必要な費目を対象経費としている。		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済に係る各給付金の中で、遺族一時金などの額の大きな給付金を支払う必要が生じた場合に備えて予算を計上しており、遺族一時金などの給付件数によっては不用率が大きくなるが、必要な予算計上である。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	感染症の発生・まん延を防止するため、新型インフルエンザ健康被害救済特別措置法に基づく予防接種に伴って生じた健康被害者への対策であり、他の手段に比べて実効性の高い手段となっている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>予防接種はその実施に際して、関係者が十分注意しても極めてまれに、重い副反応が起こり得るものである。疾病の発生及びまん延を予防する趣旨の下に実施されている予防接種は救済措置が必要であり、新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済に関する特別措置法にも予防接種の実施と並んで救済が法目的に規定されており、引き続きの予算措置が必要である。</p> <p>平成24年度は、当初見込み額に比して執行額が少ない点が不十分であった。これを踏まえ、今後は適切な額の予算計上を図る必要がある。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	<p>新型インフルエンザの予防接種による健康被害者に対し、医療費や各種手当・年金を支給することにより、迅速な救済を図るものであるが、事業の必要性及び執行の観点からも妥当であり、引き続き効率的な執行となるよう努めるべき。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	852	平成24年	740

厚生労働省 57百万円

新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置



(給付)

A.個人 57百万円

医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.個人			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費	57			
計		57	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0